

◆ 特集：新たな道路環境影響評価の技術手法 ◆

道路事業における景観の環境影響評価手法

小栗ひとみ* 松江正彦**

1. はじめに

道路環境影響評価（以下、「法アセス」と呼ぶ）においては、景観を「見る主体（人間）」と「見られる対象（環境）」との「視覚的関係」と捉え、主要な眺望点からの景観資源の眺め（主要な眺望景観）を対象として評価を行っている（図-1）。平成12年に公表した技術手法では、その対象として山岳、湖沼、峡谷などの優れた景観資源への眺望が示されており、これまでの法アセスでは、觀光資源となるような有名な眺望点や傑出した景観資源等からなる眺望景観を取り上げることが一般的であった。しかし、近年、身の回りの自然との日常的な触れ合いの重要性が指摘されるようになり、平成16年3月以降に公表された準備書、評価書においては、「生活上の視点」や「身の回りの

景観」の観点を含めた影響評価を実施している事例が7件あった（景観を取り扱っている法アセス事例22件のうち31.8%）。また、景観を取り巻く社会的な状況も、美しい国づくり政策大綱の策定（平成15年7月）や景観法の全面施行（平成17年6月）をはじめ、地方自治体による景観条例制定の広がり、各地における「景観100選」等の選定・公表など、大きく変化してきている。これらの状況を踏まえると、今回の技術手法の改定にあたっては、前述のような有名な眺望点や傑出した眺望景観のみならず、地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきた身の回りの景観も、その対象に含む必要がある。そこで、地域を特徴づけるような「身近な自然景観」の視点を取り入れることとし、技術手法の見直しを行った。なお、法アセスでの景観は、「人と自然の触れ合いの確保」を旨とする環境要素であることから、その対象を自然的な要素で構成されているものに限定しており、自然環境と一緒にしている人工物はこれに含まれるが、いわゆる都市景観は対象としていない。



図-1 法アセスにおける景観の捉え方

2. 「身近な自然景観」

2.1 「身近な自然景観」に係る景観資源

新しい技術手法では、「身近な自然景観」に係る要素として「里地・里山」を追加した（表-1）。これについては、①「景観100選」等において、田園風景、農村風景等が取り上げられていること、②「文化財保護法の改正」（平成17年4月）で棚田、里山などが「文化的景観」として位置づけら

表-1 「身近な自然景観」に係る景観資源

要素	内容
里地・里山	田や畑などの農耕地、棚田、谷津田、里山、鎮守の森、並木およびこれらとともに構成される集落の形態など、地域の人々が自ら生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形作られてきた当該地域を特徴づける風景を構成しているもので、優れた景観資源として認められているもの

れしたこと、③「新・生物多様性国家戦略」(平成14年3月、地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)で、「里地里山の保全と持続可能な利用」が重点施策の1つとして掲げられたこと、④34の都道府県において、「身近な自然景観」の保全に関する何らかの施策、条例が制定されていることを踏まえた。里地・里山としての景観資源の例を図-2に示す。

2.2 「身近な自然景観」の把握方法

「身近な自然景観」の把握にあたっては、客觀性・中立性の確保の観点から「地方公共団体等の景観100選等(都道府県・市町村)」を参考することが適當と考えられる。景観行政団体となった自治体においては、景観法に基づく景観計画の策定が進められているところであり、その動向も視野に入れておく必要がある。これら既存資料・文献では十分な情報が得られない場合には、地元への聞き取りやアンケート調査等が考えられるが、地域における「身近な自然景観」の認識の程度は、都心部なのか地方なのかといった地域特性だけでなく、日常的な関心や地域への愛着の度合い等に大きく依存すると考えられる。このことから、特に合理的に聞き取り調査やアンケート調査を実施する上では、その被験者の範囲を適切に定めるなど注意が必要である。

また、主要な眺望点については、「身近な自然景観」では多数の眺望点が存在する可能性があり、設定が難しい場合がある。その場合、その分布の把握にあたっては、「景観100選」等で紹介されている写真等の撮影位置を参考として、地域の人々が日常的に利用している眺望点を現地踏査により確認する必要がある。

2.3 「身近な自然景観」の予測・評価

景観への影響は、主要な眺望点および景観資源の改変と主要な眺望景観の変化であり、これは「身近な自然景観」についても同様であることから、これまでと同じ予測・評価手法が適用できる。

予測手法については、今回の改定にあたって、視覚的表現方法に「模型による方法」を追加した。模型には、簡易なものから精密なものまで様々な精度・範囲のものがあるが、簡易なスタディ模型であっても、直感的な空間の把握が可能であり、また操作性も高いことから、視覚化の有効なツールの1つである。特に「身近な自然景観」のよう

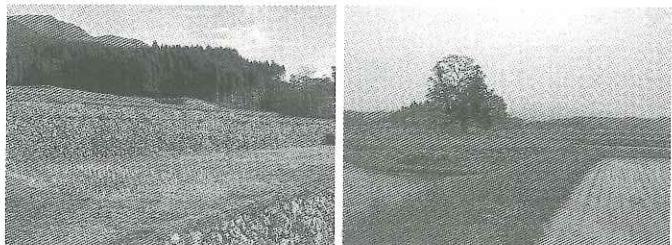


図-2 里地・里山としての景観資源の例
(左:石積みと棚田、右:鎮守の森)

に対象範囲が限定されていて、さらに眺望点が多い場合には有用な手法である。

また、環境保全措置の検討については、道路分野の景観形成ガイドラインとして、平成17年7月に「道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—」がまとめられているので、具体的な内容の検討にあたっては、本資料の「第5章 設計・施工時のデザイン」を参照していただきたい。

3. おわりに

国土交通省では、直轄事業を対象とした景観アセスメントの本格運用が始まろうとしている。本制度は、積極的に良好な景観形成を図っていくことを目的としたものであり、事業による環境への負荷の回避・低減を目的とする環境影響評価とは、その考え方・方法論が異なるため、両者を切り分けて考える必要がある。景観アセスメントは、環境影響評価の一環として行われるものではないことに留意されたい。

なお、「身近な自然景観」の具体的な調査・予測・評価方法については、ケーススタディによる例示を中心とした実践的解説書をとりまとめていけるところである。この解説書では、「景観100選等」の既存資料・文献に依らない身近な自然景観の設定についても解説を行う予定である。

小栗ひとみ*



国土交通省国土技術政策
総合研究所環境研究部緑化生態研究室主任研究官
Hitomi OGURI

松江正彦**



国土交通省国土技術政策
総合研究所環境研究部緑化生態研究室長
Masahiko MATSUE